

付属書 A パート 1194—リハビリテーション法 508 条： アプリケーションと範囲指定要件

508 第 1 章：アプリケーションと管理

E101 概要

E101.1 目的 第 3 章から第 6 章（付属書 C）と共に 508 第 1 章および第 2 章（付属書 A）から構成されているこれらの 508 条基準は、障害者がアクセシブルで使用可能な情報通信技術（ICT）の範囲と技術的要件を含んでいる。修正されたように(29 U.S.C. 794d)、1973 年リハビリテーション法の 508 条の対象になり、連邦機関はこの基準を順守しなければならない。

E101.2 同等の利用 508 条基準の第 4 章および第 5 章の 1 つまたは複数の要件の順守によって提供されるものと同等か、それ以上のアクセシビリティを障害者に提供する代替設計または技術の使用は許される。第 3 章の機能的遂行基準を使って、障害者に実質的に同等以上のアクセシビリティとユーザビリティが提供されるかどうか判断しなければならない。

E101.3 通常の業界許容範囲 寸法は、寸法が範囲として述べられている場合を除いて、通常の業界許容値に服する。

E101.4 測定単位 測定値はメートルおよび米慣習単位で述べられる。各方式（メートルおよび米慣習単位）で述べられる値は正確に等しいものでなくてもよいことがあり、各システムは相互に独立して用いなければならない。

E102 参照基準

E102.1 文献の引用 E102 に載っている特定の版の基準およびガイドラインが 508 条基準において参照により組み込まれ、各引用の規定の範囲内で要件の一部を構成する。508 条基準と参照基準の間に不一致がある場合には、本基準が適用される。連邦登録庁の長官は、5 U.S.C. 552(a)と 1 CFR パート 51 に従った参照による組み込みのための基準を提案している。参照基準のコピーはアクセス委員会のオフィス、1331 F Street, NW, Suite 1000, Washington, DC 20004 において検査してもよい。

E102.2 米国国家基準協会／米国人間工学会(ANSI/HFES) 参照基準のコピーは、人間工学

会、P.O. Box 1369, Santa Monica, CA 90406-1369 (<http://www.hfes.org/Publications/ProductDetail.aspx?Ld=76>)から入手してもよい。ANSI/HFES 200.2 ソフトウェアユーザインタフェースの人間工学—パート 2: アクセシビリティ(2008), IBR セクション 502.4 に対して提案。

注意 E102.2 米国国家基準協会／米国人間工学会(ANSI/HFES) ANSI/HFES 200.2 は、一時的な障害者や高齢者を含む、様々な身体、感覚、認知能力を持っている人にソフトウェアアクセスを可能にする、ヒューマンシステムソフトウェアインタフェースの設計仕様を提供している。本書は、ISO 9241-171 ヒューマンシステム対話のエルゴノミクス、パート 171: ソフトウェアアクセシビリティのガイドライン; としても入手できる。

E102.3 米国国家基準協会／米国電気電子学会(ANSI/IEEE) 参照基準のコピーは、米国電気電子学会、10662 Los Vaqueros Circle, P.O. Box 3014, Los Alamitos, CA 90720-1264 から入手してもよい(<http://www.ieee.org>)。

ANSI/IEEE C63.19-2011 無線通信装置と補聴器の互換性測定方法のための米国国家基準、委員会 C63—エルゴノミクス互換性、2011年5月27日、IBR セクション 410.4.1 に対して提案。

注意 E102.3 米国国家基準協会／米国電気電子学会 U(ANSI/IEEE) ANSI/IEEE C63.19-2011 は補聴器と無線通信装置との間の互換性の統一的測定方法を提供している。

E102.4 高度テレビジョンシステム委員会(ATSC) 参照基準のコピーは高度テレビジョンシステム委員会、17776 K Street NW, Suite 200, Washington, DC 20006-2304 (<http://www.atsc.org>)から入手してもよい。

A/53 デジタルテレビジョン基準、パート 5: AC-3 オーディオシステム特性、(2010), IBR セクション 412.1.1 に対して提案。

注意 E102.4 高度テレビジョンシステム委員会(ATSC) A/53 デジタルテレビジョン基準は、高度テレビジョンシステムのシステム特性を提供している。文書とその規範部分はシステムのパラメータの詳細仕様を提供している。パート 5 はオーディオシステム特性と規範仕様を提供している。ピクチャコンテンツの音楽、効果、ダイアログ、ナレーションを含む全プログラムミックスである視力障害 (VI) 関連サービスを含んでいる。また、ATSC はテレビジョン基準の使用に対するコンパニオン技術支援ガイドを公表している。

E102.5 インターネット技術タスクフォース(IETF) 参照基準のコピーはインターネットタスクフォース(<http://www.ietf.org>)から入手してもよい。Request for Comments(RFC) 4103, テキスト会話の Real-time Transport Protocol(RTP)ペイロード(2005)、G. Hellstrom, Omnitor AB, and P.Jones, Cisco Systems, IBR セクション 410.6.3.2 に対して提案。

注意 E102.5 インターネット技術タスクフォース(IETF) 本基準は、Real-time Transport Protocol (RTP) パケットでリアルタイムにテキスト会話セッションを実行する方法を記述している。リアルタイムテキスト会話は単体で使用したり、他の会話モダリティと一緒に使用してマルチメディア会話サービスを構成する。他の会話モダリティとしてはビデオや音声がある。マルチメディア会話セッションでのリアルタイムテキストは、利用可能になると直ちにあるいはバッファリングにわずかな遅延を伴って文字毎に送信される。

E102.6 国際標準化機構(ISO) 参照基準のコピーは 国際標準化機構、ISO Central Secretariat, 1, ch. de la Voie-Creuse, CP 56 - CH-1211 Geneva 20, Switzerland (http://www.iso.org/iso/catalogue_detail.htm?csnumber=54564) から入手してもよい。

ISO 14289-1 文書管理アプリケーション—アクセシビリティのための電子文書ファイルフォーマットの高度化—パート 1 : ISO 32000-1 (PDF/UA-1)の使用、ISO/TC 171, 文書管理アプリケーション、小委員会 SC2、アプリケーション課題(2014)、IBR セクション E205.1 と 602.3.1 に対して提案。

注意 E102.6 国際標準化機構(ISO) ISO 14289-1:2014, PDF/UA-1 (Portable Document Format, Universal Accessibility)と呼ばれていた。PDF/UA は PDF コンテンツのオーサリング、改善、検証のための技術的な相互運用可能規格を提供し、電子コンテンツをナビゲートおよび読むための画面リーダー、画面拡大器、ジョイスティックのような支援技術を使う障害者にアクセシビリティを保証する。

E102.7 国際電気通信連合電気通信標準化部門(IU-T) 参照基準のコピーは、国勢電気通信連合、通信規格部門、Place des Nations CH-1211, Geneva 20, Switzerland から入手してもよい(<http://www.itu.int/en/ITU-T>)。

E102.7.1 ITU-T 勧告 G.722 : デジタル伝送システムの一般的特徴、端末コンポーネント、64 kbits/s 内の 7 kHz オーディオコーディング、(2012年9月)、IBR セク

ション 407.3.2 に対して提案。

E102.7.2 ITU-T 勧告 E.161 : 電話網へのアクセス取得に使うことができる電話機やその他の機器での数字、文字、記号の配置、ITU-T 調査グループ 2、(2001 年 2 月)、IBR セクション 407.3.2 に対して提案。

注意 E102.7 国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T) G.722 はワイドバンドオーディオのエンコード、圧縮法とその再生のためのデコード法を説明している ITU-T 規格である。G.722 コーダーデコーダプログラムは 48、56、64 kbits/s からのデータ速度で 7 kHz ワイドバンドオーディオを提供する。ビデオ会議や VoIP サービス経由の PC 間コールに高品質オーディオを提供する Voice over IP アプリケーションに有用である。E.161 は 12 キー電話キーパッドの基本 26 ラテン文字(A-Z)の配置を定義している。

E102.8 米国電気通信工業会(TIA) 電気通信工業会が出版した参照基準のコピーは、IHS, 15 Invemess Way East, Englewood CO 80112 から入手してもよい(<http://global.ihs.com>)。

E102.8.1 TIA 825-A 公衆電話回線網で使用される周波数偏移変調モデム、(2003)、IBR セクション 410.6.3.1 に対して提案。

E102.8.2 TIA 1083 電話端末機磁場測定手順と性能要件、(2007 年 3 月)、IBR セクション 410.4.2 に対して提案。

注意 E102.8 米国電気通信工業会(TIA) TIA825-A は、公衆電話回線網インタフェース (PSTN) での TTY 信号の基準である。TIA 1083 は、デジタルコードレス電話を含む、有線電話機の端末作成オーディオバンドノイズの測定手順と性能要件を定義している。

E102.9 ワールドワイドウェブコンソーシアム(W3C) 参照基準のコピーは、W3C Web アクセシビリティイニシアティブ、Massachusetts Institute of Technology, 32 Vassar Street, Room 32-G515, Cambridge, MA 02139 から入手してもよい (<http://www.w3.org/TR/WCAG20>)。

Web コンテンツアクセシビリティガイドライン(WCAG) 2.0, W3C 勧告、2008 年 12 月、IBR セクション E205.1、E207.2、405.1 例外、501.1 例外 1、504.2、504.3、504.4 及び 602.3.1 に対して提案。

注意 E102.9 ワールドワイドウェブコンソーシアム(W3C) Web コンテンツアクセシビ

リティガイドライン(WCAG)は、Web コンテンツを障害者も含め、すべてのユーザに利用可能にする一連の勧告を提供している。

E103 定義

E103.1 参照基準で定義されている用語 参照基準で定義されているが E103.4 で定義されていない用語は、参照基準で定義されている意味を持たなければならない。

E103.2 未定義用語 E103.4 または参照基準で定義されていないいかなる用語には、状況が示している一般的な意味が与えられなければならない。

E103.3 互換性 単数で使用されている語、用語、フレーズは複数を含み、複数で使用されている語、用語、フレーズは単数を含む。

E103.4 定義済み用語 508 条基準では、E103.4 において定義されている用語は指示されている意味を持つ。

508 条基準 508 第 1 章および第 2 章 (36 CFR パート 1194、付属書 A)および第 3 章から第 6 章まで (36CFR パート 1194、付属書 C) において定められているように、リハビリテーション法の 508 条に服する機関が開発、調達、保守、または使用する ICT のための基準。

機関 44 U.S.C. 3502 や米国郵便サービスにおいて定義されている米国政府のいかなる機関や部門。

アプリケーション 特定の 1 つのタスクまたは複数のタスクを実行するあるいはユーザの実行を支援するソフトウェア。

支援技術(AT) 販売されていた、あるいは修正された、あるいはカスタマイズされた、いずれであれ、障害者の機能的能力を増加、維持、あるいは改善するために使用される項目、機器の一部、あるいは生産システム。

オーディオ記述 主要なサウンドトラックだけからは理解できない重要なビジュアル詳細を記述するためにサウンドトラックに付加されるナレーション。オーディオ記述は、目の見えない人または視力障害者に対して理解に不可欠なビジュアルコンテンツについて知らせる手段である。ビデオのオーディオ記述は、アクション、

キャラクタ、シーン変換、画面上のテキスト、その他のビジュアルコンテンツに関する情報を提供する。オーディオ記述は、プログラムのレギュラーオーディオトラックを補う。通常、オーディオ記述は、ダイアログに存在しているポーズに追加される。オーディオ記述は「ビデオ記述」、「記述的ナレーション」とも呼ばれる。

オーサリングツール 他の著者やエンドユーザが使用できるようにコンテンツを作成しあるいは修正するために、著者、単独あるいは共同して、使用できるいかなるソフトウェア、またはソフトウェア構成要素の集まり。

閉機能 機能を限定しユーザが支援技術を付加したり設置したりできないようにする特徴。閉機能付きの ICT の例としては、セルフサービスマシーン、情報キオスク、セットトップボックス、ファックス機、計算器、コンピュータがあり、これらはデスクトップコア構成のようなポリシーによってユーザが設定を調整しないようにロックダウンされている。

コンテンツ 電子情報やデータ、そしてその構造、プレゼンテーション、インタラクションを定義しているコード化。

ハードウェア 電話機、コンピュータ、多機能コピー機、キーボードのような有形の装置、機器、または ICT の物理コンポーネント。

情報技術 40 U.S.C. 1110(6)において設定されている「情報技術」という語と同じ意味を持っていなければならない。

情報通信技術(ICT) その主な機能が電子データや電子情報、そして関連のコンテンツの作成、操作、保存、表示、受領、または送信である情報技術やその他の機器、システム、技術、またはプロセス。ICT には以下のものが含まれるが、それらに限られるものではない、コンピュータおよび周辺機器、情報キオスク、トランザクションマシーン、通信機器、顧客施設機器、多機能オフィス機器、ソフトウェア、アプリケーション、Web サイト、ビデオ、電子文書。

キーボード 機械または装置を操作する英数字入力を作成する、対称的に並んだ英字キーやコントロールキーの集まり。キーボードには、その機能がキーボードインタフェース上のキーにマッピングされる場合、英字キーと一緒に使われ、触覚による識別が可能なキーも含まれる。

ラベル ユーザにコンテンツを識別するために提示されるラベル、テキスト、またはテキスト代替を持つコンポーネント。ラベルはすべてのユーザに提示され、名前は隠されたり支援技術にだけ開示されることがある。多くの場合、名前とラベルは同じである。

メニュー 選択可能オプションのセット。

名前 それによりソフトウェアがユーザに対してコンポーネントを識別できるテキスト。名前が隠されたり、支援技術によって開示されてもよい。またラベルはすべてのユーザに提示される。多くの場合、ラベルと名前は同じである。HTML では名前は名前属性とは無関係である。

操作可能パーツ ICT をアクティブ化、非アクティブ化、または調整するのに使用される ICT のコンポーネント。

プラットフォームアクセシビリティサービス 支援技術との互換性を可能にするプラットフォームによって提供されるサービス。アプリケーションプログラミングインタフェース(API)やドキュメントオブジェクトモデル(DOM)が含まれる。

プラットフォームソフトウェア ハードウェアと対話する、あるいは他のソフトウェアにサービスを提供するソフトウェア。プラットフォームソフトウェアは他のソフトウェアを実行したりホストしたり、基礎のソフトウェアまたはハードウェア層からそれらを隔離してもよい。1つのソフトウェアコンポーネントがプラットフォームと非プラットフォームの両面を持つてもよい。プラットフォームの例としては以下のものがある。モバイルシステムを含むデスクトップオペレーティングシステム、組み込みオペレーティングシステム、Web ブラウザ、特定のメディアまたはフォーマットをレンダリングする Web ブラウザへのプラグイン、マクロやスクリプトをサポートしているアプリケーションのような他のアプリケーションの実行を許すコンポーネントセット。

プログラマ的に決定可能 支援技術を含み、様々なユーザエージェントが様々なモダリティで情報を抽出したり、ユーザに情報を提示したりできるようなやり方で著者提供のデータからソフトウェアによって決定可能なこと。

パブリックフェーシング 公衆に対してある機関が利用可能にするコンテンツ。組織 Web サイト、ブログポスト、またはソーシャルメディアページを含むがこれらに

限られるものではない。

リアルタイムテキスト(RTT) 文字がタイプされたとおりに端末によって伝送される、テキスト伝送を使った通信。リアルタイムテキストは会話に使われる。またリアルタイムテキストはボイスメール、対話型音声応答システム、その他の応用で使われてもよい。

ソフトウェア ICT の使用や動作を指示し与えられたタスクや機能を実行するように命令するプログラム、プロシージャ、ルール、関連するデータや文書。

通信 送信あるいは受信されたままの情報の形あるいは内容でそのまま変更せずに、情報のユーザが指定し、ユーザが選択して指定した点の間での信号伝送。

端末 エンドユーザが直接対話し、ユーザインタフェースを提供する装置またはソフトウェア。システムによっては、ユーザインタフェースを提供するソフトウェアが電話機やサーバのように複数の装置の上に存在してもよい。

テキスト プログラムにより決定できる、人間の言葉で何かを表現している文字列。

TTY 公衆電話回線網を通して周波数偏移変調オーディオトーンの伝送により対話型のテキストベース通信を可能にする機器。TTY には、リアルタイムテキスト通信や音声／テキスト混合通信のための装置が含まれる。混合通信にはボイスキャリアオーバーやヒアリングキャリアオーバーがある。TTY の例としては、TTY エミュレートソフトウェアとモデムを装備したコンピュータがある。

Voice over Internet Protocol (VoIP) リアルタイムボイス通信を提供する技術。VoIP はユーザの場所とインターネットプロトコル対応の顧客敷地機器の間でのブロードバンド接続を要求する。

508 第 2 章 範囲指定要件

E201 応用

E201.1 範囲 機関によって調達、開発、保守、あるいは使用される ICT は、508 条基準に適合していなければならない。

注意 E201.1 範囲 リハビリテーション法の 508 条(29 U.S.C. 794d)は、米国郵便サービスを含む機関や連邦部門に適用される。「機関」という用語は、44 U.S.C. 3502 において指定されているように、米国郵便サービスやその他の連邦機関や部門を含むものとして定義されている。U.S.C.のその条項は機関を執行部門、軍事部門、政府企業、政府コントロール企業、または（大統領府を含む）政府の実行部門のその他の機関、または独立規制機関を指していると定義しているが、以下のものは含まれない。(a) 会計検査院、(b) 連邦選挙管理委員会、(c) コロンビア地区政府や米国所有の領土や財産の政府と、その下位部門、または(d) 全国的な防衛研究や生産活動に従事している研究所を含む政府所有の契約業者運営の施設。

E202 一般例外

E202.1 概要 ICT は E202 によって指定されている範囲のみ 508 条基準の順守から除外されなければならない。

E202.2 国防システム 508 条基準は 40 U.S.C. 11103(a)によって定義されているように、国防システムの一部として機関が運営する ICT には適用されない。

注意 E202.2 国防システム 国防システムという用語は、米国政府が運営する通信または情報システム、そして次のものを伴う機能、オペレーション、または使用を意味する：諜報活動；安全保障に関係した暗号化活動；軍事力の命令と制御；兵器または兵器システムの不可欠の一部を構成する機器；軍事または防諜活動の実施に重要なシステム。軍事的諜報的活動の実施にとって重要なシステムは、ルーチンの管理やビジネス応用に必要なシステムを含まない。ルーチンの管理／ビジネス活動には、ペイロール、財務、ロジスティックス、人材管理が含まれる。ルーチンの管理やビジネス応用は本書によって取り上げられる。

E202.3 連邦契約 契約者が取得した契約に付随的な ICT は、508 条基準に従うことを求めてはならない。

注意 E202.3 連邦契約 契約に付随的な ICT はそれ自体、契約下での提出物ではない物を含む。例えば、契約者が契約によって得られた金を使うことを許され、プロジェクトの提出物の作成に役立つラップトップを取得した場合、ラップトップ自体は提出物の一部ではないので契約に付随的と見なされる。

E202.4 保守または監視スペースに位置する機能 ICT 機能のステータスインジケータや操作可能パーツが機器の保守、修理、必要に応じた監視のためにサービス要員だけが立ち入る空間に置かれている場合、かかるステータスインジケータや操作可能パーツの 508 条基準への適合を求めてはならない。

注意 E202.4 保守または監視スペースに位置する機能 ICT 機能のインジケータや操作可能パーツが保守または監視空間にあるが遠隔から操作されるとき、それらが保守または監視空間に位置していない場合、遠隔コントロールや遠隔インタフェースにこの例外は許されない。

E202.5 不当な負担または基本的変更 機関が E202.5 に従って判断する場合、508 条基準の要件への準拠が不当な負担を課したり、ICT の性質の基本的な変更をもたらすことがある。準拠は不当な負担を課さず ICT の正確の基本的な変更をもたらさない限りでのみ要求されなければならない。

E202.5.1 不当な負担の判断の基礎 508 条基準の要件への準拠が機関に不当な負担を課すかどうか判断するに際して、機関は準拠が大きな困難や費用を課す範囲を検討し、プログラムや ICT が調達、開発、保守、または使用されるコンポーネントに利用可能な機関資源を検討しなければならない。

E202.5.2 要求される文書 担当の機関要員は、508 条基準の要件への準拠が機関に不当な負担を課し、ICT の性質の基本的な変更をもたらすと判断した根拠を書面に明記しなければならない。文書は適用要件への準拠が不当な負担や ICT の性質の基本的な変更を生み出す理由とその範囲の説明を含んでいなければならない。

E202.5.3 代替手段 508 条基準の 1 つまたは複数の要件への準拠が不当な負担や ICT の性質の基本的な変更をもたらす場合、機関は障害者に識別済みのニーズを満たす代替手段による情報やデータのアクセスや使用を提供しなければならない。

注意 E202.5 不当な負担または基本的変更 特定の条項への適合が不当な負担となるこ

とがある、また ICT の性質の基本的な変更をもたらすと機関が判断した場合、その ICT 全体を本書の対象外とするものではない。機関は不当な負担や ICT の性質の基本的な変更をもたらさない条項を守らなければならない。

E202.6 最適適合 508 条基準の 1 つまたは複数の要件に適合する ICT が商業的に入手不可能な場合、機関は機関のビジネスニーズに一致する 508 条基準を最も良く満たす製品を調達しなければならない。

注意 E202.6 最適適合 この例外は本書の規定に適合する製品が一般に入手可能でない場合にだけ適用される。本書はその使命を果たすために機関が必要としていない ICT を機関が調達するよう求めているではない。

E202.6.1 必須文書 担当機関の職員は次のものを文書化しなければならない。(a) 実行された市場調査の結果やどの規定が満たせないかを含む適合 ICT の非可用性、(b) 調達される ICT が機関のビジネスニーズと一致している 508 条基準の要件を最も良く満たしていると判断する基礎。

注意 E202.6.1 必須文書 連邦調達規定(FAR)は、508 条の要件の対象となる連邦機関が商業的に入手できないと判断する文書要件を明記している。

E202.6.2 代替手段 508 条基準に完全に準拠する ICT が商業的に入手できない場合、機関は識別済みのニーズを満たす代替手段によって情報やデータへのアクセスを障害者に提供しなければならない。

注意 E202.6.2 代替手段 本書のいかなる部分も、修正された 1973 年のリハビリテーション法の他のセクションの要件を不要にしたり制限するものではない。機関は 501 条と 504 条の下で、障害者に情報とデータへのアクセスを提供する義務をまだ持っていてよい。ある個人が完全に本書の規定に適合している ICT を使う際にも適応を要求してもよい。

E203 機能へのアクセス

E203.1 概要 機関は、直接または支援技術の使用をサポートすることにより、ICT のすべての機能に障害者がアクセスし使用できるように保証しなければならない。E203 に準拠していなければならない。ICT のすべての機能へのアクセスを提供するに際して、機関は次のことを保証しなければならない：

- a. 障害のある連邦政府職員にとって、障害者ではない連邦政府職員によるアクセスや使用と同等の、情報やデータへのアクセスと使用が可能である；
- b. 連邦政府機関からの情報やデータを求める、障害のある一般市民は、障害のない一般市民に提供されるのと同様の、情報やデータへのアクセスや使用が可能である。

E203.2 機関ビジネスニーズ 機関が ICT を調達、開発、保守、または使用する際に、機関は次のことを決定するために視力、聴覚、色識別、発話、器用さ、力、またはリーチに影響する障害者のビジネスニーズを識別しなければならない：

- a. 障害ユーザは ICT がサポートしている機能をどのように実行するか；
- b. 障害ユーザをサポートするために ICT はどのように設置、構成、保守されるか。

注意 E203.2 機関ビジネスニーズ 支援技術ニーズ評価は、ユーザが ICT によってサポートされている機能をどのように実行するかを分析する 1 つの例である。支援技術の設定は、障害者による使用をサポートするための設置や構成の例である。ユーザ教育は障害ユーザが ICT を使用する能力を保持するのを助けるリソースの例である。

E204 機能的遂行基準

E204.1 概要 第 4 章と第 5 章の要件が ICT の 1 つまたは複数の特徴を対象としていない場合、その特徴は第 3 章において制定されている機能的遂行基準に適合していなければならない。

E205 コンテンツ

E205.1 概要 コンテンツは E205 に準拠していなければならない。

E205.2 パブリックフェーシング パブリックフェーシングであるコンテンツは、E205.4 において指定されているアクセス要件に適合していなければならない。

E205.3 機関の公式な伝達 パブリックフェーシングでないコンテンツはかかるコンテンツが正式ビジネスを構成し、次のいずれかあるいは複数を通じて機関により伝えられる際に E205.4 において指定されているアクセシビリティ要件に適合していなければならない：

1. 緊急通知； 2. 管理上のクレームまたは手続きを決定する初期または最終決定； 3. 内部または外部プログラムまたはポリシー通知； 4. 利点、プログラム適格性、雇用機会、または対人訴訟の通知； 5. 正式の承認または受領； 6. アンケートまたは調査； 7. テンプレートまたはフォーム； 8. 教育または訓練のための教材。

例外: 連邦記録法に従い、国立公文書記録管理局(NARA)によって保守される記録は、パブリックフェーシングでない場合、508 条基準への適合を求めてはならない。

注意 E205.3 機関の公式な伝達—例外 公的記録として NARA により提供される資料は、E205.3 に載っている種類のものであっても本書の規定への適合を要求されない。しかし、すべての機関は、構造やフォーマットのようなアクセシビリティに貢献する文書の特徴を保持できるよう促される。

E205.4 アクセシビリティ基準 コンテンツは、WCAG 2.0（第 1 章での参照により組み込まれる）の Web ページで指定されているレベル A およびレベル AA 成功基準と適合要件、または可能な場合、ISO 14289-1(PDF/UA-1)（第 1 章での参照により組み込まれる）に適合していなければならない。

E206 ハードウェア

E206.1 概要 ICT のコンポーネントがハードウェアであり、情報を伝達し、ユーザインタフェースを持っている場合、そのようなコンポーネントは第 4 章の適用要件に適合していなければならない。

E207 ソフトウェア

E207.1 概要 ICT のコンポーネントがソフトウェアであり、情報を伝達し、ユーザインタフェースを持っている場合、そのようなコンポーネントは E207 および第 5 章の適用要件に適合していなければならない。

E207.2 WCAG 準拠 ユーザインタフェースコンポーネントとプラットフォームとアプリケーションの内容は、WCAG 2.0 で Web ページに指定されているレベル A およびレベル AA 成功基準および準拠要件（第 1 章での参照により組み込まれる）に適合していなければならない。

注意 E207.2 WCAG 準拠 WCAG は技術中立であるように書かれる。HTTP を使って配布されると定義されている Web ページ指向である場合、WCAG 2.0 成功基準と適合要件は非 Web 文書、ユーザインタフェースコンポーネント、プラットフォームやアプリケーションのコンテンツに適用できる。ガイダンスは <http://www.w3.org/TR/wcag2ict> で見つけることができる。

E208 サポート文書とサービス

E208.1 概要 機関が ICT にサポート文書またはサービスを提供する場合、かかる文書やサービスは第 6 章の要件に適合していなければならない。